

# 御所市葛小中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 基本スタンス

—どの子ども「いじめ」の被害者にも加害者にもさせない学校づくり—

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

#### 《基本理念》

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な悪影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童・生徒がいじめを行わず、及び他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす悪影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

#### 《いじめの禁止》

＊児童・生徒はいじめを絶対に行ってはいけない！

＊児童・生徒はいじめを温存させるような行為(見て見ぬふり)をしてはいけない！

#### 《学校及び職員の責務》

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切且つ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### A；学校におけるいじめの防止

(ア) 学校の最重点目標の一つに「自他の生命を大切にし、差別(いじめ)を許さない人間尊重の精神を基盤とした学校」を掲げ、学級集団づくり基盤に据えた学級運営を行い、けんかやふざけあいと見えるものの中にもいじめがあると考え、いじめや差別的な行為を見逃さないことに組織的に取り組む。

(イ) 児童・生徒の心身とも健康で楽しく、仲良く、安心して通える学校を目指し、豊かな心と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた人権・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(ウ) 保護者並び地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童・生徒の行う自主活動に対する支援を行う。

(エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための指導・啓発その他必要な措置として、人権作文人権集会を実施する。

## **B：いじめの早期発見のための措置**

(ア) 学級集団の人間関係の調査

いじめを早期に発見するために、在籍する児童・生徒に定期的に様々な調査アンケートを次のように実施する。

- ① QU アンケート調査 年 2 回(5 月・12 月)
- ② 児童・生徒対象のいじめアンケート調査年 3 回(学期末)
- ③ 生活点検日調査 年 11 回(毎月中旬)
- ④ 日記・生活綴り方・班ノート等
- ⑤ 保護者対象のアンケート実施(学期一回)

(イ) 教職員集団での児童・生徒の実態把握

- ① 日常的な児童・生徒との交流(休憩時間・日常会話の変化)
- ② 複数の教職員の「眼」での実態把握

(ウ) いじめ相談体制

児童・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次の通り相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 相談室の活用(相談窓口の設置)
- ③ 養護教諭による相談窓口の活用

(エ) いじめ防止等のための教職員の資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(オ) その他

ソーシャルネットワークの普及に関して児童・生徒の生活実態が大きく変化してきている。それらを介していじめ事象やなかま外れが行われることが危惧される。それを防止するために、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会などを行う。

## (2) いじめ等の防止に取り組むための校内組織

### ① いじめ対策委員会

いじめに関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

《構成員》 校長・教頭・生徒指導主任・教務主任(ブロック代表)・養護教諭  
人推教員・スクールカウンセラー

《開催》 月一回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

《活動》 ① いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

② いじめ防止に関すること

③ いじめ事案に対する対応に関すること

④ いじめが心身に及ぼす影響,その他のいじめ問題に関する児童・生徒  
の理解を深めること

⑤ 教職員の資質向上に関する研修に関すること

### ② 職員会議

月一回全教職員で課題を有する児童・生徒について、現状や指導についての情報交換及び対応について話し合い共有を深める。

## (3) いじめ事象に対する措置

- ① いじめ問題を発見したときは、発見した教員だけで抱え込むことなくすぐにブロック代表・人推教員・生徒指導主任や管理職に報告する。学校長はいじめ対策委員会を招集し、対応を協議し、的確な役割分行い、いじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、集められた情報は、個別の児童・生徒ごとに記録しておく。(客観的な事実を個人別生活カードの活用)
- ③ 事実確認をした上で、いじめられている児童・生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童・生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ④ 傍観者の立場にいる児童・生徒たちにも、いじめているのと同様であると指導を行う。
- ⑤ 学校内だけでなく、必要に応じて教育委員会の生徒指導支援チームや専門家・関係機関と協力して解決にあたる。いじめられている児童・生徒の心のケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を継続的に行っていく。
- ⑥ いじめ問題が発生したときは家庭・保護者との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集め指導に生かす。決して学校内だけで問題解決を図ることのないようにする。

## (4) 重大事案が発生したときの対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を御所市教育委員会に速やかに報告する。

- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。  
 (緊急対策会議の招集)・・・認知から24時間以内  
 管理職・生徒指導主任・学級担任・関係教職員・認知した教職員  
 市・県教育委員会・警察機関・PTA・学校評議員・地域の方々など
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 緊急職員会議  
 事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解
- ⑥ 具体的な指導・支援
  - \*加害者への指導・・・毅然とした態度で対応
  - \*被害者への支援・・・共感的に受け止める姿勢で対応
  - \*傍観者的な周囲の児童・生徒への指導・支援  
 みんなを守るという姿勢で対応

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に対応する。

## (5) 学校評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の4点を学校評価の項目に加え、適切に本校の取り組みを評価する。

- ア いじめを未然防止するための取組に関すること。
- イ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ウ いじめを発見した時に対する取組に関すること。
- エ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## (6) 関係機関連絡先

御所市教育委員会	62-3001	62-1683
御所市人権センター	65-2210	
御所市青少年センター	67-1896	
御所市子ども家庭相談センター	62-4512	
高田警察署 御所警察庁舎	63-0110	
葛駐在所	67-1908	
高田子ども家庭相談センター	22-6079	
高田警察署	22-0110	
葛学童保育所	67-0965	